

2013年1月発行

第6号

第1回淀川河川公園中流右岸域地域協議会
平成25年8月28日
参考資料2

平成24年度

淀川河川公園 地域協議会 会議録

中流右岸域版(高槻市・摂津市域) 平成24年11月8日開催分

■開催概要

開催日時:平成24年11月8日(木) 10:00~12:00

議事次第

1. 開 会
2. 出席者紹介
3. 設置要綱の更新について
4. これまでの経緯
5. 議 事
 - (1) 中流右岸域公園整備計画の進捗状況について
 - (2) 河川公園における多目的な利用の促進に向けた取組について
 - (3) 公園利用のマネジメントについて
6. 今後の予定
7. 閉 会

場 所:高槻市生涯学習センター3階 研修室

配布資料(一覧)

■説明資料

- ・資料1 中流右岸域公園整備計画の進捗状況

■検討資料

- ・資料2 河川公園における多目的な利用の促進に向けた取組(案)
- ・資料3 公園利用のマネジメントについて

■参考資料

- ・平成23年度第2回中流右岸域地域協議会会議録

1. 中流右岸域公園整備計画の進捗状況について

主な発言

[行政委員]

- ・昨年度に承認した公園整備計画に基づく整備工事が事前に説明なく始まっている。我々への情報が不足しているのではないか。

[事務局]

- ・協議会が開催されない時期の情報共有、協議会参加者だけでなく一般市民への情報提供、公共事業としての発表だけでなく工事関係者以外の方への情報提供について改善します。

[地域住民代表]

- ・鳥飼仁和寺大橋上流の堤防法面や河川敷の工事については施工者から自治体に情報提供がある。しかし下流では公園整備工事の計画が市にも地域にも来ていない。今後はそういうことないよう留意してほしい。

[事務局]

- ・地元の方や外から公園に来られる方への公園内の工事の情報提供にあり方を改善します。

[利用者代表]

- ・鳥飼下地区の「総合案内サイン・情報板の設置」については、サイクリング利用者に、この先がどうなっているのか分かるように、広域的な範囲を情報板に記載してはどうか。
- ・鳥飼下地区の「船着場との連携」については、緊急用車両が通行可能な園路を整備し、平時の利用と兼ねてはどうか。

[事務局]

- ・情報板に掲載する情報は鳥飼下地区だけでなく淀川全体を考慮しながら検討しています。
- ・情報板の設置が開園に間に合わない場合は暫定的な表示となります。



- ・緊急用船着場への園路は、災害等で堤防の損壊に備えトラックによる土砂の大量運搬を想定しているため、緊急用車両の通行が可能です。
- ・船着場の平時の利用としては、枚方市のように自治体のイベント等での船の使用は可能です。

[学識者委員]

- ・西宮の甲山森林公園では、市民や利用者が情報板を更新している。そういった仕組みを今後、議論されたらよいと思う。

[学識者委員]

- ・この地区では河川らしい植生(ヨシ、セイタカヨシ、チガヤ、ウキヤガラ等)がかなり大きな群落を作り、その維持のため整備時にレイアウトや排水溝の構造に工夫がなされている。多目的広場や運動施設の利用で来た人にも淀川らしい植生を見ていただけることを期待している。

2. 河川公園における多目的な利用の促進に向けた取組について

主な発言

[地域住民代表]

- ・鳥飼仁和寺大橋の上流側は民間事業者のゴルフ場となっている。ゴルフ場の利用状況を教えていただけないか。平日などの空いているときにグラウンドゴルフ等で地域住民が利用することはできないか。

[事務局]

- ・ゴルフ場事業者による占用は河川敷利用としてふさわしいとは考えませんが、昔の河川法により許可を得て占用している歴史的経緯があります。利用状況については事業者の営業に関する情報でもあり提供できるか確約できませんが、事業者には地元利用の要望とともに問い合わせて結果を回答します。

[地域住民代表]

- ・民間経営のゴルフ場の地元利用の取り扱いが左岸と右岸で違うという地元の要望がある。

[事務局]

- ・ゴルフ場に対する地元の要望は、事業者に確実に伝え、結果をお知らせします。

[学識者委員]

- ・占用利用の更新時に事務所の指導として地元利用促進について伝えてはどうか。

[事務局]

- ・年に一回、春に実施している更新の打合せの場だけでなく、それを持たずに伝えます。

[学識者委員]

- ・条件の更新は必要だが、地元への利益供与よりも、ゴルフ場事業者に出て行ってもらうように地元が要望する方法もある。特定の人との独占のために河川敷があるのではないという基本方針を貫くほうがよい。

[行政委員]

- ・グラウンドゴルフが平日に利用できるようにとのことだが、近畿大会、全国大会は土曜日、日曜日の実施が多い。野球、サッカー、陸上と同様、土日の利用も可能となれば、利用幅も大きくなり施設の有効活用にもなる。当面の平日利用から土日利用への拡大についても今後、検討していただきたい。

[事務局]

- ・グラウンドゴルフの大会は、マラソン大会と同様、通常の利用ではなく占用手続が必要となるので相談いただければと思います。
- ・長期的には、淀川河川公園全体の方向性として、野球専用、サッカー専用はやめていくが、その中で利用の話が出ると思います。

[行政委員]

- ・予約が重なった場合は、グラウンドゴルフが優先されるのか、陸上、野球、サッカー、ラグビーの利用が優先されるのか、あるいは同等に扱われるのか。

[事務局]

- ・平日利用については同等です。基本的には空いている場所を使うので、問題は生じないと思います。
- ・運動施設のグラウンドゴルフ利用は、全域一斉に施行ということにしています。

[学識者委員]

- ・サッカー場、ラグビー場でグラウンドゴルフをする場合は有料、芝生のエリアは多目的広場なのでグラウンドゴルフをするのは無料ということか。

[事務局]

- ・そのとおりです。

[学識者委員]

- ・多目的利用というのは使い勝手が悪くなりがちなので、趣旨をしっかりと持って運営してほしい。
- ・地元の行政が管轄するサッカー場などの施設の数を調べてほしい。

3. 公園利用のマネジメントについて

主な発言

[地域住民代表]

- ・市の公園だが地元が管理している大塚公園では、桜の時期は場所を決めて、見回り、監視している。淀川河川公園の中でそのようなことができないか。

[行政委員]

- ・高槻市の一区画の街区公園では、4団体ぐらいのグラウンドゴルフのチームが相互に利用調整をしている。淀川河川公園は規模が大きく利用者が広域にわたるため、利用者同士による調整よりも予約システムのほうがよいのではないか。

[行政委員]

・摂津市では、市内に公園が散らばっているためか、特に利用については競合していないようだ。

[行政委員]

・大阪府では、グラウンドゴルフについては占用が基本である。大会の開催や、大きな面積でやる場合には占用料を徴収している。

[事務局]

・淀川河川公園では、今も芝生広場でグラウンドゴルフをやってる方がいますが、自由使用の範疇なので問題にしていません。利用規模が大きくなって淀川河川グラウンドゴルフ場みたいになってくると利用調整が必要になると思います。

・国営公園なので、地域の方に使っていただくとともに、広域の方にも使っていただくことも求められている点が難しいですが、具体に利用調整を行うときにはご指摘どおり慎重にやらないといけないと思っています。

[行政委員]

・野球場やサッカー場を将来的に多目的広場化することだが、具体的に何年ぐらいまでに、という考えはあるのか。

[事務局]

・少なくとも2~3年で多目的広場化するといったことは考えていません。

[地域住民代表]

・地元から、ホームレス対策をお願いするよう言われている。

[事務局]

・ホームレスについては、動態を把握し、自治体の福祉関係部署と連携して定住等をサポートするなどの対策を行っているが、工事があるとその上流や下流に移動するなど、なかなか難しいというのが正直なところです。

[学識者委員]

・淀川河川敷のホームレスは大阪の地下街から移動してきている。ホームレス対策は、河川敷だけでなく大阪府、日本全体を視野に入れるべきだ。

[利用者代表]

・利用ルールをインターネットや現場で掲示することだが、法律違反行為と迷惑行為が整理されていないため、禁止ばかりで良くないイメージを持たれるのではないか。

[事務局]

・現在、どのような形で表示するのが良いか検討しているところです。

[学識者委員]

・日本の公園は都市公園法により公のものとして管理されているため、禁止事項がたくさんある。都市公園法ができた時には今日のようなマネジメントという言葉や運営という発想がなかったが、各公園で、禁止事項だけでなく、うまい使い方についてルールをつくりながら考える時期に来ている。

[学識者委員]

・都市公園法に基づく禁止事項は、河川公園として供用されているところに適用され、河川公園の外では自由使用ということでよいのか。

[事務局]

・そのとおりです。

・河川公園は都市公園法に基づく禁止事項がたくさんありますが、河川公園の外の河川敷は河川法に基づき自由使用となっています。一般的の利用者からみれば同じ土地ですので、マネジメントを考えていくときにはその点が町の中の公園よりも難しいです。

[学識者委員]

・公園マネジメントがうまくいっている日本の事例を集めて、次回に共有してはどうか。

・子供、高齢者などの要望を国営の淀川河川公園にどのように反映するか、生まれてから死ぬまでみんなが使えるような公園とはどのような公園か、そういうことも今後、議論したほうがよい。

[地域住民代表]

・淀川の堤防上に市道を通すこと自体が間違いである。学校の児童生徒や地域住民の公園利用を妨げている。

[学識者委員]

・マネジメントについては、公園単体で実施する項目、公園と関連機関が連携して実施する項目をリスト化してはどうか。

[行政委員]

・公園整備により利用者が増えると思われる。トイレは今も不足しているので、利用者の増加に応じて整備してほしい。

[事務局]

・トイレが少ない、臭いという苦情は多いです。水洗化の要望も高いが河川敷に下水道をつくることはできません。

[学識者委員]

・トイレは、有料化の検討や、指定管理者が利益を出せる仕組みの検討をする時期だと思う。

[学識者委員]

・今回の協議会では以下のような事例を共有してはどうか。①ニューヨークのPIP(Parks Inspection Program)等、市民と行政が一緒になって公園の安全管理をやっている事例。②順応的管理(アダプティブマネジメント)の事例。③交通や福祉と公園との連携の事例。

[学識者委員]

・外来種の駆除は、手間や費用が膨大となり管理者だけでは継続が難しいため、検討していただきたい。

[事務局]

・外来種を含めた植生管理は、住民の方が公園マネジメントに取り組みやすい項目だと考えているところです。また、三島江の切下げ地区は先行事例となります。

[利用者代表]

・植物管理では、成長が早く将来樹林化するヤナギなどは伐木の判断を早めに行うのがよいのではないか。

[学識者委員]

・それもアダプティブマネジメントである。加古川では流域管理計画で住民参加でヤナギの伐木時期を管理し、ナメタケの菌床として資源化している。淀川でも実施してはどうか。

・淀川河川公園は、ほかの都市公園と比べて、水の中の外来種など、川の中の生物も含めた生物多様性を考えることができる。次回には議論する材料を用意できないか。

[学識者委員]

- ・淀川は、植物も動物も含め、人が手を加え続けることによって本来の生物が生息できる状況となっている。積極的に管理を行い、自然を復元するような公園にしてもらいたい。

【お問い合わせ先】

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川公園課

〒573-1191 大阪府枚方市新町 2 丁目 2 番 10 号

TEL:072-843-2861(代) FAX:072-843-0910 E-mail: yodogawa-kouen@kkr.mlit.go.jp

当日配布した資料などは、下記 Web サイトにて、公表しています。詳細は、Web サイトを参照願います。



http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/park_kyougi/index.html

2013 年 1 月発行

第 6 号

平成 24 年度

淀川河川公園 地域協議会 会議録

中流右岸域版(高槻市・摂津市域) 平成 23 年 12 月 15 日開催分